

富谷市店舗取得・改修促進事業制度

富谷市では、空き店舗等を利用し、市の活性化や元気づくりに貢献する新規創業者に対して、店舗取得費、改修費や賃貸費の一部を補助します。

<概要と目的>

地域商業の振興及び新たな雇用の創出と商店の活性化を図るため、市内の空き店舗等を利用し、出店を促進することで、集客力と市内の回遊性を高めることを目的とした事業です。

<補助対象者>

小売業、飲食業又はサービス業等を営もうとする商工業者又は一般事業者等

<対象区域>

- ・市内全域の空き店舗や空き家

※市街化調整区域に属している場合、店舗改修ができない場合があります。

<補助率>

対 象 経 費	補 助 率	補助上限額(千円)
店舗取得費	初年度のみ 1/2 以内の額	1,000
店舗改装費(内装・設備工事費)	初年度のみ 1/2 以内の額	1,000
店舗等賃借料(家賃) ※敷金, 礼金その他これらに類するものを除く	月額 1/2 以内の額 (上限 20,000 円) 契約月から 36 か月	240 (年間)

※対象経費が複数該当する場合にあっても、補助額の上限は 100 万円となります。

<実施期間>

令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの期間

<受付開始日>

令和 2 年 4 月 1 日より受付いたします

<受付場所>

富谷市産業観光課 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（土日祝日除く）

<必要書類>

- ① 申請書(様式第 1 号)
- ② 事業計画書(様式第 1 号別紙 1)
- ③ 収支予算書(様式第 1 号別紙 1)
(③は当該年度及び向こう 2 箇年分)
- ④ 店舗位置図及び店舗図面
- ⑤ 店舗改装等にかかる見積書
- ⑥ 賃貸料にかかる見積書
- ⑦ 許認可証の写し(許認可が必要な事業を行う場合)
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

左記の必要書類を産業観光課まで提出してください。なお、様式は富谷市ホームページよりダウンロードできます。

＊詳細につきましては下記までお問合せください。

<問合せ先>

富谷市経済産業部産業観光課

TEL 022-358-0524(直通)

FAX 022-358-2359